

(2) 景観整備機構

景観整備機構(公財)名古屋まちづくり公社 景観整備アドバイザー 野田展葛

景観整備機構とは

景観整備機構とは、景観法第92条に基づき、景観行政団体(指定市、中核市、都道府県)が、一般財団法人・一般社団法人または特定非営利活動法人であって、景観法第93条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる団体を、申請に基づき指定した団体をいいます。景観法の制定(平成16年12月17日)によって創設された制度で、平成17年5月9日に(財)京都市景観・まちづくりセンターが京都市から全国で初めて指定を受けて以来、平成27年9月30日現在107団体が指定されています。名古屋市が指定する景観整備機構は、現在のところ(公財)名古屋まちづくり公社(公社といます。)だけであり、公社は、景観整備機構として次の業務を実施することになっています。

- ①良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。(法93条第1号)
- ②良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。(法93条第6号)
- ③良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。(法93条第7号)



東区 旧春田鉄次郎邸

指定を受けるまで

景観整備機構について公社内部では、早い時期から話題となっていました。公社では、旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸、旧加藤商会ビルなどの歴史的建造物を管理しており、都市景観重要建造物の管理などが景観整備機構の業務とされていたからです。歴史的建造物を自ら運営管理しようとの立場から、指定を受ける意義が議論されていました。

平成20年度に名古屋市と公社とで「近代建築遺産の保存活用のしくみづくり」の検討が始まると、この検討も具体化していきました。平成20年9月11日に理事長説明を行い、10月24日には(財)京都市景観・まちづくりセンターに赴き、景観整備機構として、京町家の実態調査や所有者の意向調査、保存活用に関する相談、京町家まちづくりファンドの運営などに取り組んでいる実態を調査しました。

これらの業務は、当時は別法人であった(財)名古屋都市センターの業務と類似しているため、指定申請の準備は、両財団の合併(平成22年4月1日)を念頭におきながら進められました。平成21年1月28日のプレセミナー、(財)京都市景観・まちづくりセンターの寺本事務局長の講演会を終えた後、3月2日名古屋市に指定申請、平成21年3月18日付けで指定を受けました。



東区 旧豊田佐助邸

景観整備機構の役割

公社の景観整備機構としての業務は、指定を受けた項目からみれば、専門家の派遣・情報の提供・相談その他の支援・調査研究・その他必要な業務となります。指定申請の段階では、都市景観重要建造物などの運営管理と(財)京都市景観・まちづくりセンターの事例にならう事業の展開が想定されていました。名古屋市と公社と検討会では、歴史的建造物の保存活用が、専門家や関係団体など多くの人たちのネットワークで形成されること、そのためには景観整備機構が活動の拠り所となるプラットフォーム的な機能を有すべきだとの共通の認識がありました。平成20年度は、プレセミナーの実施と景観整備機構の指定により公社の進むべき方向がはっきりしてきた年度となりました。歴史的建造物の保存活用全体のスキームを具体的にこのようにしていくかは、次のステージである、名古屋市広告・景観審議会への諮問と答申によって組み立てられていきます。